

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

公用車による物損事故の損害賠償請求額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月3日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による物損事故の損害賠償請求額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成29年8月7日（月）午前9時00分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上佐谷31番地1地内
- 3 相 手 方 （住所）かすみがうら市上佐谷31番地1  
（氏名）新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター
- 4 事故の概要 新治地方広域事務組合環境クリーンセンター地内の車庫に  
車両を駐車すべく後退したところ、シャッターレールと衝突し、シャッターレールを破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
  - (1) 損害賠償額（修理費用）186,840円
  - (2) 本件事故に関して、損害賠償額以外に当事者相互  
に何ら権利・義務関係のないことを確認する。